

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-2)、MOX燃料加工施設(1-2)、廃棄物管理施設(2)、濃縮施設(4-2)、濃縮施設(遠心機の更新)(2))」

2. 日時:令和3年1月8日(金) 13時30分~16時15分

3. 場所:原子力規制庁 9階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、武田安全審査専門職、藤原安全審査専門職、二平係員

地震・津波審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、佐山主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他25名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループマネージャー 他2名

関西電力(株) 原燃計画グループマネージャー

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長

北陸電力(株) 原子力部原子燃料技術チーム 副課長

四国電力(株) 原子力部サイクル技術グループ担当

九州電力(株) 原子燃料サイクルグループ長

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、設計及び工事の計画の認可申請及び変更認可申請^{※1~※3}(以下「設工認申請」という。)について、当日提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から、現時点で確認した範囲において、主に以下の点について説明するよう求めた。

・ 設工認申請の全体計画が明確に示されていないため、整理して説明

すること。

- ・ 申請対象となる設備数の数え方について、整理して説明すること。その際、設備数が確定していないものは明確にすること。
- ・ 次回以降の申請対象分も含め、申請全体の構成を示した上で、今回の申請対象範囲が明確になるように整理すること。
- ・ 全体の基本設計方針等において、今回の申請対象設備となっていない設備をどこまで説明する方針とするのか、考え方を整理すること。その上で、申請書の基本設計方針、仕様表、添付書類等においてそれぞれ記載すべき事項の考え方を整理すること。
- ・ 冷却塔出口から前処理建屋までの配管は次回以降の申請範囲にも含まれるとのことであり、それぞれの申請範囲が明確になるよう、仕様表等の記載を整理すること。
- ・ 実用炉の先事例と異なる設計、新たな設計等を適用する場合はその理由と適用可能とする根拠等を整理して説明すること。
- ・ 火災防護や溢水防護に係る内容について、今回の申請対象設備の基準適合性との関係を整理して説明すること。
- ・ 耐震評価のうち、安全冷却水B冷却塔支持架台の弾性設計の評価において、許可時の設計方針である弾性設計用地震動 S_d による地震力を算定して評価することと相違しており、許可との整合の観点も含めて具体的に説明すること。
- ・ 地下水位の設定、有効応力解析に係る地盤の物性値等及び隣接建屋の影響について、今回申請範囲での基準適合性の観点から説明すること。
- ・ 設工認対象機器の一覧表と耐震設計上の重要度分類の一覧表との整合性及び網羅性について説明すること。
- ・ 核燃料物質を用いた試験等の要否や実施時期について、機能・性能検査の考え方として具体的に整理して説明すること。
- ・ 使用前事業者検査の実施方針については、腐食を想定している設備の板厚の寸法検査等での検討中の事項について説明方針を整理すること。
- ・ 検査方法の選定に係るフローによる検査については、既設の設備機器等に適用するものであることを明確にすること。
- ・ 申請書の図面（系統図、配置図等）のうち、今回の申請書に含めべきものが網羅的に示されていないため、整理して示すこと。
- ・ 今後の説明スケジュールについては、順を追って説明すべき事項や、論点となる事項をどのように進めていくかを十分に検討して、改めて示すこと。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「新規制基準を受けた設工認申請に係る概要及び要点について（案）」

「新規制基準に係る第1回設工認申請に関する説明の進め方」

参考

※1 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

※2 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

※3 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html